

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	676,749	流 動 負 債	154,440
現 金 及 び 預 金	548,544	買 掛 金	1,362
売 掛 金	6,947	1年以内返済予定の長期借入金	4,440
製 品	582	未 払 金	46,988
仕 掛 品	2,154	未 払 費 用	24,138
前 渡 金	97,207	未 払 法 人 税 等	12,701
前 払 費 用	5,725	前 受 金	63,719
そ の 他	15,586	預 り 金	1,090
固 定 資 産	52,852	固 定 負 債	61,359
有 形 固 定 資 産	49,256	長 期 借 入 金	41,870
建 物	40,526	資 産 除 去 債 務	19,489
機 械 及 び 装 置	961	負 債 合 計	215,800
工 具 、 器 具 及 び 備 品	7,769	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	2,102	株 主 資 本	508,101
特 許 権	577	資 本 金	368,500
ソ フ ト ウ ェ ア	1,524	資 本 剰 余 金	1,981,762
投 資 そ の 他 の 資 産	1,494	資 本 準 備 金	843,500
敷 金	1,494	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,138,262
		利 益 剰 余 金	△ 1,842,160
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 1,842,160
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 1,842,160
		新 株 予 約 権	5,700
		純 資 産 合 計	513,801
資 産 合 計	729,602	負 債 純 資 産 合 計	729,602

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

※当期純損失 300,568 千円

個 別 注 記 表

〔 2023年4月1日から
2024年3月31日まで 〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 棚卸資産
・ 製 品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 13年～15年

機械及び装置 10年

工具、器具及び備品 4年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、特許権については3～8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主として機能性蛍光プローブ製品の開発・製造・販売及び受託合成を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金、マイルストーン収入、販売ロイヤリティ、販売収入及び受託収入を得ております。

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)等は以下のとおりであります。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- ① ライセンス契約等に基づく収入

ライセンス契約等における契約一時金、マイルストーン収入は、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で売上収益として認識することとしております。履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、予想される契約期間等の一定期間にわたり売上収益として認識することとしております。

販売ロイヤリティは、顧客の売上収益等を基礎に一定率を対価として算定されており、顧客の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識することとしております。

- ② 販売収入

国内販売においては、製品の出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

③ 受託収入

契約に応じて、主に検収、受領、出荷等の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。